

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年7月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2000307 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100034 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 62 年 4 月 1 日から同年 3 月 31 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 47 万円とすることが必要である。

昭和 62 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がないが、同社に昭和 62 年 3 月 31 日付で入社したことを証する退職証明書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る人事情報データベースの記録及び請求者から提出された退職証明書によると、請求者が請求期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求者は、請求期間当時の給与明細書を保有していない上、B社の人事担当者は、請求者に係る入社当時の記録は既に廃棄されている旨回答しており、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者の資格取得日を基準として前後 1 年以内で各月の 1 日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚 25 人に照会したところ、13 人から回答があり、このうち二人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した月の前月から勤務していたと回答しているものの、入社月の給与明細書等を保有しておらず、入社月の厚生年金保険の控除の有無を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認められないものの、請求者が請求期間にA社に勤務していたことが認められることから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和62年3月31日に訂正し、請求期間の標準報酬月額については、同社における同年4月1日の厚生年金保険の記録から47万円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の被保険者期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000900号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100035号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和61年12月31日から昭和62年1月1日に訂正し、昭和61年12月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

昭和61年12月31日から昭和62年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和61年12月31日から昭和62年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年12月31日から昭和62年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の記録がない。昭和61年12月までA社に勤務し、昭和62年1月に同社の子会社であるB社に異動しており、請求期間も勤務していたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の事業主の回答により、請求者は、請求期間において、同社に継続して勤務(昭和62年1月1日にA社からB社へ異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和61年11月の厚生年金保険の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和61年12月31日から昭和62年1月1日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し、誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の昭和61年12月31日から昭和62年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。